解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年九月二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月八日

大阪府大阪市中央区瓦町四丁目七番八号
本町東栄ビル二階
大阪瓦斯配管工事厚生年金基金
代表清算人　齊藤　久克

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年六月二十五日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月八日

富山市石金一丁目四番五号石金エクセレントビル
医療法人社団達樹会
清算人　苗代　亮達

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年七月二十九日岩手県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月八日

岩手県滝沢市鵜飼狐洞九七番六
滝沢村狐洞土地区画整理組合
代表清算人　澤村　繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市赤岩二丁目六七番地、最後の住所北海道小樽市赤岩一丁目二六番四号
被相続人　亡　小川惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月八日

北海道小樽市稲穂二丁目一一番一三号協和稲穂ビル四階
相続財産管理人　弁護士　鷲見　悠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市大宮区寿能町二丁目一四〇番地一、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼七二八番地　レクセル大宮大和田五〇七
被相続人　亡　山上征三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月八日

埼玉県鴻巣市本町四―五―九　新井ビル二階　こうのす法律事務所
相続財産管理人　弁護士　根岸　遼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区梅田六丁目一五一九番地、最後の住所埼玉県越谷市神明町二丁目一八一番地三
被相続人　亡　大原　亮治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月八日

埼玉県越谷市南越谷四丁目一番地一二　弁護士法人アームズ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅水　尚伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市佐原二五八九四番地三、最後の住所千葉県香取市佐原二五八九四番地三
被相続人　亡　栗林　由明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月八日

事務所千葉県香取市佐原イ一二〇番地五北新ビル三〇一号　遠藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　遠藤　龍一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区町屋二丁目一六番、最後の住所東京都荒川区荒川四丁目二七番一八号**廣沢方**
被相続人　亡　石川ツルヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月八日

事務所東京都千代田区丸の内三―一―一　一国際ビル八三九区中外合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田辺研一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区西品川二丁目九四四番地、最後の住所東京都青梅市河辺町四丁目一九番地の八ベルハイム河辺一〇三
被相続人　亡　伊藤　**望**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月八日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺南三丁目三一二番地、最後の住所東京都日野市落川二四五番地の一日野療護園　被相続人　亡　鈴木　信也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月八日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市旭区さちが丘一七九番地、最後の住所東京都八王子市鑓水四二八番地光華
被相続人　亡　佐藤美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月八日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺南一丁目四八二番地、最後の住所不詳（登記記録上の住所西多摩郡瑞穂町大字長岡下師岡二四番地イ号）
被相続人　亡　荒尾　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月八日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

第32期決算公告

平成28年8月26日　東京都渋谷区東一丁目32番12号
株式会社データ・アート
代表取締役社長　森田　啓文

貸借対照表の要旨　（平成28年5月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,532,055	流動負債	3,578,009
固定資産	5,678,309	固定負債	1,401,498
有形固定資産	1,296,302	**負債合計**	**4,979,507**
無形固定資産	3,372	株主資本	7,230,857
投資その他の資産	4,378,635	資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	7,030,857
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	6,980,857
		（うち当期純利益）	（562,744）
		純資産合計	**7,230,857**
資産合計	**12,210,364**	**負債・純資産合計**	**12,210,364**